

事務連絡
令和6年10月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業における営業所単位での使用可能車両数の台数制限について

自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）の使用可能車両数については、タクシー事業者への意向調査を踏まえ、営業所ごとに使用車両数の意向に基づき、車両数を平等に配分する観点から、各事業者の営業所ごと使用可能車両数を決定しているところである。

今般、営業所ごと配分された稼働可能な日本版ライドシェア車両数の取り扱いついで、下記のとおり定めることとしたため、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図られたい。

記

営業所ごとに配分された稼働可能な日本版ライドシェア車両数について、同事業者の営業所間で融通できることとする。

※上記取扱いを行う場合、運行管理が遺漏なき行われるよう徹底されたい。

以上